

令和元年6月13日現在

機関番号：11501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03359

研究課題名(和文) 刑事再審制度の歴史的意義と基本構造

研究課題名(英文) Historical Significance and Basic Structure of Criminal Retrial System

研究代表者

高倉 新喜 (TAKAKURA, SHINKI)

山形大学・人文社会科学部・教授

研究者番号：50301867

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 700,000円

研究成果の概要(和文)：治罪法と旧々刑事訴訟法での再審制度は、再審開始事由を限定していたが、利益再審しか認めていなかった。旧刑事訴訟法での再審制度は再審開始事由について包括的規定を設けたが、不利益再審を導入した。現行刑事訴訟法での再審制度は憲法39条を踏まえて不利益再審を廃止したが、再審開始事由の包括的規定を含めた旧刑事訴訟法の規定のほとんどをそのまま踏襲した。現行刑事訴訟法においても旧刑事訴訟法の不利益再審の影響が根強く残っているため、再審は開かずの門であり続けた。1975年の最高裁白鳥決定以降、再審で無罪判決が下される事例が増えてきたものの、その影響は、今日の再審制度をめぐる諸論点の議論に及び続けている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、現行憲法39条を踏まえた利益再審の訴訟構造(いわば横の関係)からだけでなく、治罪法にまでさかのぼった比較法制研究(いわば縦の関係)を行うことによって、現行刑事訴訟法における再審制度の歴史的意義と基本構造を解明した。本研究は、今後の現行刑事訴訟法の再審制度の解釈・運用に指針を与える意義がある。さらには、フランス法の利益再審の研究とドイツ法の不利益再審の研究とアメリカ法の二重の危険の法理の研究を発展させる契機となる。

研究成果の概要(英文)：The 1880 Code of Criminal Procedure and the 1890 Code of Criminal Procedure both permitted retrials only in the case of the retrial system to the advantage of ex-defendants while imposing strict conditions on the reopening of the proceedings. The 1922 Code of Criminal Procedure prescribed looser conditions on the reopening of the proceedings, while also introducing the retrial system to the advantage of prosecutors. The 1948 Code of Criminal Procedure abolished the retrial system to the advantage of prosecutors in consideration of the double jeopardy clause in the Constitution of Japan and prescribed loose conditions on the reopening of the proceedings. However the retrial system to the advantage of prosecutors of the 1922 Code of Criminal Procedure still exerted powerful influence on retrials of the 1948 Code of Criminal Procedure and even today it is still difficult to reopen the proceedings to the advantage of ex-defendants.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：再審 利益再審 不利益再審

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

## 1. 研究開始当初の背景

近年、社会の耳目を集める再審事件が多く見受けられる。例えば、研究開始当初のころは、(一)袴田事件の再審開始決定(静岡地決平 26・3・27 判時 2235 号 113 頁)、(二)東大阪事件の最高裁決定(最決平 24・9・18 刑集 66 巻 9 号 963 頁)、(三)布川事件の再審無罪判決(水戸地土浦支判平 23・5・24)などがあった。

(一)の事件では、< 1 >再審開始決定とそれに伴う再審請求人の身柄の取り扱いが問題になった。(二)の事件では、< 2 >再審開始決定に伴う刑執行停止決定に対する抗告の可否が問題となった。(三)の事件では、< 3 >再審公判手続における確定再審開始決定の拘束力が問題となった。また、近年の再審事件の全般においては、< 4 >再審制度における証拠開示のあり方が問題となっている。現行刑事訴訟法における再審制度の研究は、新たな地平が開かれようとしている。もっとも、これらの問題に関する研究成果は、いまだ十分とはいえないと考えている。なぜなら、いずれの研究成果も、現行刑事訴訟法における再審制度の枠の中での判例・学説の議論(いわば横の関係)に終始しており、治罪法、旧々刑事訴訟法、旧刑事訴訟法および現行刑事訴訟法の再審制度の比較法制研究を通じた議論(いわば縦の関係)はなされていない。本研究は、このような比較法制研究を踏まえて、< 1 >から< 4 >の問題について提言をしようとするものである。

治罪法における再審制度と旧々刑事訴訟法における再審制度は、フランス法の影響を受けた利益再審であった。旧刑事訴訟法における再審制度は、ドイツ法の影響を受けて不利益再審を導入した。そして、現行刑事訴訟法は、現行憲法 39 条を踏まえて不利益再審を廃止して、利益再審を採っている。このように再審制度は、フランス法の利益再審とドイツ法の不利益再審が交錯した歴史の中で今日に至っている。本研究は、治罪法における再審制度の立法過程、旧々刑事訴訟法における再審制度の立法過程、旧刑事訴訟法における再審制度の立法過程、および現行刑事訴訟法における再審制度の立法過程、ならびにこれらに関連する学説および判例を分析することによって、現行刑事訴訟法における再審制度の歴史的意義と基本構造を解明するものである。

## 2. 研究の目的

治罪法における再審制度と旧々刑事訴訟法における再審制度は、フランス法の影響を受けた利益再審であった。フランス法の影響を受けて利益再審が導入された立法過程を明らかにして、これらに関連する学説および判例を検討する。その際、上記< 1 >から< 4 >の問題についてどのような取り扱いがなされたのかに焦点を当てる。

旧刑事訴訟法における再審制度は、ドイツ法の影響を受けて不利益再審を導入した。ドイツ法の影響を受けて不利益再審が導入された立法過程を明らかにして、これらに関連する学説および判例を検討する。(1)不利益再審の導入が利益再審にどのような影響を与えたのか、(2)不利益再審の実際の運用、を明らかにする。その際、上記< 1 >から< 4 >の問題についてどのような取り扱いがなされたのかに焦点を当てる。

現行刑事訴訟法は、現行憲法 39 条を踏まえて不利益再審を廃止して、利益再審を採っている。現行憲法 39 条を踏まえて不利益再審を廃止して利益再審を採った立法過程を明らかにして、これらに関連する学説および判例を検討する。その際、上記< 1 >から< 4 >の問題についてどのような取り扱いがなされたのかに焦点を当てる。

これらの作業を踏まえて、現行刑事訴訟法における再審制度の歴史的意義と基本構造を解明する。すなわち、(1)現行刑事訴訟法における再審制度の利益再審は、現行憲法 39 条を踏まえているが、このことは、a. 治罪法における再審制度と旧々刑事訴訟法における再審制度の

利益再審を復活させただけのものなのか、b. アメリカ法の影響を受けた現行憲法 39 条の制定により、フランス法の影響を受けた治罪法と旧々刑事訴訟法の利益再審や、ドイツ法の影響を受けた旧刑事訴訟法の不利益再審から断絶した異質の利益再審なのか、c. a と b の両方の要素が取り込まれた利益再審なのか、について明らかにする。(2) 現行刑事訴訟法の再審制度の条文は、形式的には旧刑事訴訟法のそれを引き継いでいるが、現行法の再審制度の運用において旧刑事訴訟法の不利益再審の影響を受けているものを明らかにする。そして、(3) 上記<1>から<4>の問題について提言をする。

### 3. 研究の方法

治罪法における再審制度の立法過程と旧々刑事訴訟法における再審制度の立法過程を明らかにするための資料の調査・収集・整理、治罪法における再審制度と旧々刑事訴訟法における再審制度に関連する学説および判例を検討するための資料の調査・収集・整理、旧刑事訴訟法における再審制度の立法過程を明らかにするための資料の調査・収集・整理、旧刑事訴訟法における再審制度に関連する学説および判例を検討するための資料の調査・収集・整理、現行刑事訴訟法における再審制度の立法過程を明らかにするための資料の調査・収集・整理、現行刑事訴訟法における再審制度に関連する学説および判例を検討するための資料の調査・収集・整理の順に研究を進めていき、最終年度にこれらを発展させて集大成する。

### 4. 研究成果

治罪法と旧々刑事訴訟法での再審制度は、再審開始事由を限定していたが、利益再審しか認めていなかった。旧刑事訴訟法での再審制度はドイツ法の影響を受け、再審開始事由について包括的規定を設けたが、不利益再審を導入した。現行刑事訴訟法での再審制度は憲法 39 条を踏まえて不利益再審を廃止したが、再審開始事由の包括的規定を含めた旧刑事訴訟法の規定のほとんどをそのまま踏襲した。それゆえ、現行刑事訴訟法での再審制度は、再審開始事由について包括的規定を置き、かつ、利益再審のみを認めているので、えん罪に苦しんでいる(元)被告人の救済に有利に働くように思える。しかしながら、現行刑事訴訟法においても旧刑事訴訟法の不利益再審の影響が根強く残っているため、再審は開かずの門であり続けた。すなわち、再審制度は無辜を救済し公正な裁判を受ける権利を保障する制度というよりは、国家ないし裁判の権威を擁護するための制度であるという考え方が根強く残っているのである。1975 年の最高裁白鳥決定以降、再審で無罪判決が下される事例が増えてきたものの、その影響は今日でも、上記<1>から<4>の問題に関する議論に及び続けている。

### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

\_\_高倉新喜、証拠の明白性(刑訴法 435 条 6 号)の判断方法、法学セミナー、査読無、760 号、2018 年、124 - 124

\_\_高倉新喜、証拠の明白性(刑訴法 435 条 6 号)の判断方法、法学セミナー、査読無、751 号、2017 年、122 - 122

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：  
ローマ字氏名：  
所属研究機関名：  
部局名：  
職名：  
研究者番号（8桁）：

### (2) 研究協力者

研究協力者氏名：  
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。